

平成 24 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（**新設**・拡充・延長）

（経済産業省）

制 度 名	認定省エネ住宅（仮称）に係る所有権の保存登記等の軽減措置の創設		
税 目	登録免許税		
要 望 の 内 容	<p>高い省エネ性能を有することについて認定（エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号。以下「省エネ法」という。）改正による制度創設を予定。以下同じ。）を受けた住宅（認定省エネ住宅（仮称））を新築又は取得した場合に、以下のとおり税率を引き下げる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所有権保存登記 本則 4/1000（一般住宅の特例 1.5/1000）→ 1/1000 ・所有権移転登記 本則 20/1000（一般住宅の特例 3/1000）→ 1/1000 <p>【関係条文】 租税特別措置法第 72 条の 2、第 73 条 租税特別措置法施行令第 41 条、第 42 条 租税特別措置法施行規則第 25 条、第 25 条の 2</p>		
		平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	▲109 百万円 （ — ）

新
設
・
拡
充
又
は
延
長
を
必
要
と
す
る
理
由

(1) 政策目的

国際的な中長期的なエネルギー需給の逼迫、地球温暖化問題の深刻化、原発事故の発生等エネルギーをめぐる環境変化に対応し、エネルギーの使用の合理化により燃料資源の有効な利用の確保を図るため、住宅の省エネ化を促進する。

(2) 施策の必要性

地球温暖化対策基本法案は、2020年までに1990年比で25%の温室効果ガス排出量削減との目標を規定しているが、民生部門の温室効果ガスの排出量は1990年比で1.3倍に増大しており、住宅・建築物分野における取組みが急務となっている。

また、東日本大震災に伴う原子力事故の影響により、電力需給について大きなギャップが生じ、本年9月上旬まで電気事業法第27条により大口需要家に対して電力の使用制限が発動されるとともに、他の原子力発電所の営業運転の状況にも影響が生じている中、家庭においても節電の要請が高まっており、住宅・建築物分野でも電力使用量の削減につながる取組みが求められている。

政府は、民生部門のエネルギー消費に長期にわたり大きな影響を与える新築の住宅・建築物の省エネ基準適合率を2020年度までに100%とする目標を掲げているが、新築住宅全体に占める省エネ基準（平成11年基準）適合率は4割程度と推定されるなど、現行の省エネ法に基づく取組みではこれを達成することは極めて困難な状況である。

このため、今般、省エネ法を改正し、住宅・建築物の省エネ基準適合率を引き上げるのみならず、より高い省エネ水準へ誘導を図るための措置として、所管行政庁による省エネ性能の認定制度を創設することを予定している。

この制度を活用し、より高い省エネ性能を有する住宅の普及の促進を図ることが重要であるが、認定省エネ住宅（仮称）の取得等には相当程度の負担を要するため、一定のインセンティブを付与し、この負担を軽減することが必要である。

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">今回の要望に関連する事項</p>	<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">合理性</p>	<p>政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>「エネルギー基本計画（平成 22 年 6 月 18 日閣議決定）」において、「民生部門のエネルギー消費に長期にわたり大きな影響を与える、住宅・建築物の省エネルギー性能の向上をさらに進める」、「2020 年までに ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）を標準的な新築住宅とするとともに、既築住宅の省エネルギーフォームを現在の 2 倍程度まで増加させることを目指す。2030 年までに新築住宅の平均で ZEH の実現を目指す」こととされている。</p> <p>「新成長戦略（平成 22 年 6 月 18 日閣議決定）」において、「住宅・建築物のネット・ゼロ・エネルギー/ゼロエミッション化に向けた（略）既存住宅・建築物の省エネ化促進、省エネ性能を評価するラベリング制度の構築等」を実施すること、「既築住宅の省エネルギーフォームを現在の 2 倍程度まで増加させる」こととされている。</p> <p>また、「住生活基本計画（平成 23 年 3 月 15 日閣議決定）」において、「家庭部門の CO2 削減を図るため、住宅の省エネルギー性能の向上とエネルギーの使用の合理化を進める」、「新築住宅の省エネ基準への適合義務化や誘導水準の導入、既存住宅の省エネルギーフォームの促進等を図る」こととされている。</p> <p>（政策評価体系における位置付け） 3. 資源エネルギー・環境政策</p>
		<p>政策の達成目標</p>	<p>住生活基本計画において、「エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく届出がなされた新築住宅における省エネ基準（平成 11 年基準）達成率 42%（平成 22 年 4 月から 9 月までの数値）→100%（平成 32 年度）」という目標が定められている。</p> <p>また、新成長戦略及びエネルギー基本計画において、「既築住宅の省エネルギーフォームを現在の 2 倍程度まで増加させることを目指す」という目標が定められている。</p>
	<p>租税特別措置の適用又は延長期間</p>	<p>2 年間</p>	
	<p>同上の期間中の達成目標</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく届出がなされた新築住宅における省エネ基準（平成 11 年基準）達成率 42%（※）→100%（平成 32 年度） ※平成 22 年 4 月から 9 月までの数値 ・2020 年までに既築住宅の省エネルギーフォームを現在の 2 倍程度まで増加させる 	
	<p>政策目標の達成状況</p>	<p>省エネ基準達成率 平成 22 年度 42%（※） ※平成 22 年 4 月から 9 月までの数値</p>	
	<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">有効性</p>	<p>要望の措置の適用見込み</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・所有権保存登記 12,427 件 ・所有権移転登記 4,178 件
		<p>要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)</p>	<p>高い省エネ水準へと誘導し、住宅の省エネ化を一層推進していくため、高い省エネ性能を有する住宅の新築・取得及び既存住宅を高い省エネ性能とする増改築等を広く誘導していくことが、政策目標の達成のために有効である。</p>

相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	<ul style="list-style-type: none"> ・認定省エネ住宅（仮称）に係る住宅ローン減税制度、省エネ改修促進税制の創設（所得税、個人住民税） ・認定省エネ住宅（仮称）に係る軽減措置の創設（不動産取得税、固定資産税） ・認定省エネ住宅（仮称）の買取再販に係る課税の減免措置の創設（不動産取得税、固定資産税）
	予算上の措置等の要求内容及び金額	<p>平成23年度予算 住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業 （70億円の内数）</p> <p>平成24年度要求 住宅・建築物のネット・ゼロ・エネルギー化推進事業 （140億円の内数）</p>
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	上記制度と相まって、税制においても必要な措置を講じることにより、高い省エネ性能へと誘導し、一層の住宅の省エネ化を図る。
	要望の措置の妥当性	認定省エネ住宅（仮称）の普及を促進するため、当該住宅の新築・取得及び増改築等に係る税負担の軽減を図ることは効果的である。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	—	—